

特別養護老人ホームのぞみの苑（ユニット型）入所契約書

◇◆目次◆◇

第一章 総則	第六章 契約の終了
第1条（契約の目的）	第13条（契約の終了事由）
第2条（施設サービス計画の決定・変更）	第14条（契約者からの中途解約等）
第3条（介護保険給付対象サービス）	第15条（契約者からの契約解除）
第4条（介護保険給付対象外のサービス）	第16条（事業者からの契約解除）
第二章 サービスの利用と料金の支払い	第17条（契約の終了に伴う援助）
第5条（サービス利用料金の支払い）	第18条（契約者の入院に係る取り扱い）
第6条（利用料金の変更）	第19条（居室の明け渡し—精算—）
第三章 事業者の義務等	第20条（残置物の引取等）
第7条（事業者及びサービス従事者の義務）	第21条（一時外泊）
第8条（守秘義務等）	第七章 その他
第四章 契約者の義務	第22条（苦情処理）
第9条（契約者の施設利用上の注意義務等）	第23条（協議事項）
第五章 損害賠償（事業者の義務違反）	
第10条（損害賠償責任）	
第11条（損害賠償がなされない場合）	
第12条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）	

_____（以下「契約者」という。）と特別養護老人ホームのぞみの苑（以下「事業者」という。）は、契約者がのぞみの苑（以下「施設」という。）における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される介護福祉施設サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総則

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第3条及び第4条に定める介護福祉施設サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する介護福祉施設サービスの内容（ケアプランを含む）（以下「施設サービス計画」という。）は、別紙『介護サービス計画書』に定めるとおりとします。
- 3 契約者は、第13条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

第2条（施設サービス計画の決定・変更）

- 1 事業者は、介護支援専門員に第1条第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- 3 事業者は、3か月に1回、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。
- 4 事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第3条（介護保険給付対象サービス）

- 1 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、ホームにおいて契約者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。
- 2 前項の費用の額は「重要事項説明書」に記載したとおりとする。

第4条（介護保険給付対象外のサービス）

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
 - 一 食事の提供
 - 二 居住の提供
 - 三 別の定めに従って行う契約者の貴重品管理
 - 四 特別な食事の提供
 - 五 契約者に対する理美容サービス
 - 六 事業者が特別に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事
 - 七 事業者が提供する以外の物品あるいは食品等
 - 八 7日以上入院・外泊に伴う居室の提供
 - 九 居室明け渡しの履行に伴う居室の提供
- 2 前項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 3 第1項の費用の額は、「重要事項説明書」に記載したとおりです。
- 4 事業者は第1項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第5条（サービス利用料金の支払い）

- 1 契約者は、要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割を負担して頂きます。ただし、65歳以上の方のうち、一定以上の所得がある方については、2割負担若しくは3割負担となる場合があります。）を事業者に支払うものとします。

但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）
- 2 第4条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 3 前項の他、契約者は居住費、食費、日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者に支払うものとします。
- 4 前3項に定めるサービス利用料金は1か月ごとに計算し、契約者はこれを翌月27日（土・日・祝日の場合はその翌日）までに事業者が指定する方法で支払うものとします。
- 5 1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第6条（利用料金の変更）

- 1 契約者の要介護状態の区分に変更があった場合、「重要事項説明書」に記載された額に変更することとします。
- 2 契約者の経済的事情の変化により、負担額認定等に変更があった場合は、介護保険法等関係諸法令の趣旨に従い、利用料金を変更するものとします。

- 3 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は当該介護保険給付対象外サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 4 介護保険法令等関係諸法令の改正があった場合は、その内容に応じた額に変更するものとします。
- 5 前3項、前4項の変更があった場合は、契約者に事前に通知するものとします。
- 6 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務等

第7条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 4 事業者は、契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。
- 5 事業者は、契約者に対する介護福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

第8条（守秘義務等）

- 1 事業者、サービス従事者又は従業員は、介護福祉施設サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 事業者は、第17条に定める契約者の円滑な退所のための援助を行う場合に、契約者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書にて契約者の同意を得るものとします。

第四章 契約者の義務

第9条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

- 3 契約者は、ホームの施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第 10 条（損害賠償責任）

1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 8 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 11 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第 12 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第 13 条（契約の終了事由）

契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 契約者が死亡した場合
- 二 要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援、要介護1又は2と判定された場合（以下の方は除く）
 - ・やむを得ない事由があり、特例的な入所が認められた要介護1又は2の方
 - ・平成27年4月1日以前に入所されていた方
- 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 五 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 六 第14条から第16条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第14条（契約者からの中途解約等）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 契約者は、第6条第3項の場合及び契約者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 3 契約者が、第1項の通知を行わずに居室から退去した場合には、事業者が契約者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。
- 4 第5条第5項の規定は、本条に準用されます。

第15条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第8条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第16条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による、第5条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

- 三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 四 契約者が連続して 3 か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- 五 契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

第 17 条（契約の終了に伴う援助）

本契約が終了し、契約者がホームを退所する場合には、契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行うものとします。

- 一 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 二 居宅介護支援事業者の紹介
- 三 その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

第 18 条（契約者の入院に係る取り扱い）

- 1 契約者が病院又は診療所に入院した場合、3 か月以内に退院すれば、退院後も再び施設に入所できるものとします。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に施設の受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。
- 2 契約者は、7 日以上入院等で居室を空けておく場合は、7 日目以降から退院後再び施設に入所するまで若しくは退所までの期間に係る所定の料金（重要事項説明書に定める）を事業者に対し支払うものとします。

第 19 条（居室の明け渡し－精算－）

- 1 契約者は、第 13 条第二号から第六号により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 9 条第 3 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。
- 2 契約者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日から第 20 条に規定する残置物の引取等の期間までに居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金（重要事項説明書に定める）を事業者に対し支払うものとします。
- 3 契約者は、第 17 条に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまで居室を明け渡す義務及び前項の料金支払い義務を負いません。
- 4 第 1 項の場合に、1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第 5 条第 5 項を準用します。

第 20 条（残置物の引取等）

- 1 事業者は、本契約が終了した後、契約者の残置物（高価品を除く）がある場合には、契約者又は代理人にその旨連絡するものとします。

- 2 契約者又は代理人は、前項の連絡を受けた後 2 週間以内に残置物を引き取るものとします。
但し、契約者又は代理人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者はその旨連絡するものとします。
- 3 事業者は、前項但し書きの場合を除いて、契約者又は代理人が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を契約者又は代理人に引き渡すものとします。
但し、その引き渡しに係る費用は契約者又は残置物引取人の負担とします。

第 21 条（一時外泊）

- 1 契約者は、事業者の同意を得た上で、外泊することができるものとします。この場合、契約者は外泊開始日の 2 日前までに事業者に届け出るものとします。
- 2 契約者は、7 日以上の外泊等で居室を空けておく場合は、7 日以降から外泊後再び施設に入所するまで若しくは退所までの期間に係る所定の料金（重要事項説明書に定める）を事業者に対し支払うものとします。

第七章 その他

第 22 条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第 23 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 住 所 群馬県桐生市相生町 5 丁目 493 番地
事業者名 特別養護老人ホームのぞみの苑
代表者氏名 理事長 印

契約者 住 所 :
氏 名 : 印

代理人 住 所 :
氏 名 : 印
続 柄 :

□契約者は、身体状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が契約者に代わって、その署名を代筆しました。

(代理人と代筆者が同一の場合は、本文の内容を確認し同意をできる場合は、本文チェック欄を☑として下さい。)

代筆者 住 所 :
氏 名 : 印
続 柄 :

別表（第5条・第6条関係） 介護保険負担割合証の負担割合の記載が1割の場合

1 介護老人福祉施設サービス利用料

(1) 基本サービス利用料（介護保険適用時）

区 分	介護度	金 額	確 認
ユニット型 個 室 利 用 料	要介護度1	1日当り 670 円	
	要介護度2	1日当り 740 円	
	要介護度3	1日当り 815 円	
	要介護度4	1日当り 866 円	
	要介護度5	1日当り 955 円	

(2) 加算利用料

項 目	金 額	確 認
日常生活継続支援加算	1日当り 46 円	
看護体制加算（Ⅰ）イ	1日当り 6 円	
看護体制加算（Ⅱ）イ	1日当り 13 円	
夜勤職員配置加算（Ⅳ）イ	1日当り 33 円	
療養食加算	1回当り 6 円	
初期加算	1日当り 30 円	
外泊時費用（月6日を限度）	1日当り 246 円	
看取り介護加算（Ⅰ） （死亡日以前31日以上45日以下）	1日当り 72 円	
（死亡日以前4日以上30日以下）	1日当り 144 円	
（死亡日以前2日または3日）	1日当り 680 円	
（死亡日）	1日当り 1,280 円	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）※	介護保険総額×14.0% ×1割	

※介護保険総額は、基本サービス利用料及び加算・減算利用料の総単位数です。

（介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の単位数を除く。）

2 介護老人福祉施設サービス以外の利用料

(1) 食事の費用

料金の種類	金 額	確 認
食事の提供に要する費用	1日当り 1,445 円	
食事の提供に要する費用 （介護保険負担限度額認定者）	第1段階 1日当り 300 円	
	第2段階 1日当り 390 円	
	第3段階① 1日当り 650 円	
	第3段階② 1日当り 1,360 円	

(2) 居住費の費用

ユニット型個室の費用

料金の種類	金額	確認
ユニット型個室に要する費用	1日当り 2,066 円	
ユニット型個室に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階 1日当り 880 円	
	第2段階 1日当り 880 円	
	第3段階① 1日当り 1,370 円	
	第3段階② 1日当り 1,370 円	

(3) 貴重品管理費

料金の種類	金額	確認
貴重品管理料	1月当り 1,500 円	

(4) 特別な食事の費用

料金の種類	金額	確認
特別な食事の費用	(入所者の希望) 実費	

(5) 理美容代

料金の種類	金額	確認
カットのみ	1回当り 2,000 円	
パーマ・カラーリング等 他	1回当り 実費	

(6) レクリエーション・クラブ活動費

料金の種類	金額	確認
レク・クラブ活動費	(入所者の希望) 実費	

(7) その他日常生活上の費用

料金の種類	金額	確認
衣類用のネーム	10枚当り 20 円	
日常生活上必要となる 諸費用実費	日常生活品の購入代金等 (入所者の希望) 実費	

(8) 7日以上入院・外泊に伴う居室の提供

料金の種類	金額	確認
ユニット型個室	7日目以降 日額 2,066 円	

(9) 居室明け渡しの履行に伴う居室の提供に係る費用

料金の種類	介護度		金額	確認
ユニット型個室	要介護度 1	日額	8,766 円	
	要介護度 2		9,466 円	
	要介護度 3		10,216 円	
	要介護度 4		10,926 円	
	要介護度 5		11,616 円	

別表（第5条・第6条関係） 介護保険負担割合証の負担割合の記載が2割の場合

1 介護老人福祉施設サービス利用料

(1) 基本サービス利用料（介護保険適用時）

区分	介護度	金額	確認
ユニット型 個室 利用料	要介護度1	1日当り 1,340円	
	要介護度2	1日当り 1,480円	
	要介護度3	1日当り 1,630円	
	要介護度4	1日当り 1,772円	
	要介護度5	1日当り 1,910円	

(2) 加算利用料

項目	金額	確認
日常生活継続支援加算	1日当り 92円	
看護体制加算（Ⅰ）イ	1日当り 12円	
看護体制加算（Ⅱ）イ	1日当り 26円	
夜勤職員配置加算（Ⅳ）イ	1日当り 66円	
療養食加算	1回当り 12円	
初期加算	1日当り 60円	
外泊時費用（月6日を限度）	1日当り 492円	
看取り介護加算（Ⅰ）		
（死亡日以前31日以上45日以下）	1日当り 144円	
（死亡日以前4日以上30日以下）	1日当り 288円	
（死亡日以前2日または3日）	1日当り 1,360円	
（死亡日）	1日当り 2,560円	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）※	介護保険総額×14.0% ×2割	

※介護保険総額は、基本サービス利用料及び加算・減算利用料の総単位数の金額です。
（介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）の単位数を除く。）

2 介護老人福祉施設サービス以外の利用料

(1) 食事の費用

料金の種類	金額	確認
食事の提供に要する費用	1日当り 1,445円	
食事の提供に要する費用 （介護保険負担限度額認定者）	第1段階 1日当り 300円	
	第2段階 1日当り 390円	
	第3段階① 1日当り 650円	
	第3段階② 1日当り 1,360円	

(2) 居住費の費用

ユニット型個室の費用

料金の種類	金額	確認
ユニット型個室に要する費用	1日当り 2,066 円	
ユニット型個室に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階 1日当り 880 円	
	第2段階 1日当り 880 円	
	第3段階① 1日当り 1,370 円	
	第3段階② 1日当り 1,370 円	

(3) 貴重品管理費

料金の種類	金額	確認
貴重品管理料	1月当り 1,500 円	

(4) 特別な食事の費用

料金の種類	金額	確認
特別な食事の費用	(入所者の希望) 実費	

(5) 理美容代

料金の種類	金額	確認
カットのみ	1回当り 2,000 円	
パーマ・カラーリング等 他	1回当り 実費	

(6) レクリエーション・クラブ活動費

料金の種類	金額	確認
レク・クラブ活動費	(入所者の希望) 実費	

(7) その他日常生活上の費用

料金の種類	金額	確認
衣類用のネーム	10枚当り 20 円	
日常生活上必要となる 諸費用実費	日常生活品の購入代金等 (入所者の希望) 実費	

(8) 7日以上入院・外泊に伴う居室の提供

料金の種類	金額	確認
ユニット型個室	7日目以降 日額 2,066 円	

(9) 居室明け渡しの履行に伴う居室の提供に係る費用

料金の種類	介護度		金額	確認
ユニット型個室	要介護度 1	日額	8,766 円	
	要介護度 2		9,466 円	
	要介護度 3		10,216 円	
	要介護度 4		10,926 円	
	要介護度 5		11,616 円	

別表（第5条・第6条関係） 介護保険負担割合証の負担割合の記載が3割の場合

1 介護老人福祉施設サービス利用料

(1) 基本サービス利用料（介護保険適用時）

区分	介護度	金額	確認
ユニット型 個室 利用料	要介護度1	1日当り 2,010 円	
	要介護度2	1日当り 2,220 円	
	要介護度3	1日当り 2,445 円	
	要介護度4	1日当り 2,658 円	
	要介護度5	1日当り 2,865 円	

(2) 加算利用料

項目	金額	確認
日常生活継続支援加算	1日当り 138 円	
看護体制加算（Ⅰ）イ	1日当り 18 円	
看護体制加算（Ⅱ）イ	1日当り 39 円	
夜勤職員配置加算（Ⅳ）イ	1日当り 99 円	
療養食加算	1回当り 18 円	
初期加算	1日当り 90 円	
外泊時費用（月6日を限度）	1日当り 738 円	
看取り介護加算（Ⅰ） （死亡日以前31日以上45日以下）	1日当り 216 円	
（死亡日以前4日以上30日以下）	1日当り 432 円	
（死亡日以前2日または3日）	1日当り 2,040 円	
（死亡日）	1日当り 3,840 円	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）※	介護保険総額×14.0% ×3割	

※介護保険総額は、基本サービス利用料及び加算・減算利用料の総単位数の金額です。

（介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の単位数を除く。）

2 介護老人福祉施設サービス以外の利用料

(1) 食事の費用

料金の種類	金額	確認
食事の提供に要する費用	1日当り 1,445 円	
食事の提供に要する費用 （介護保険負担限度額認定者）	第1段階 1日当り 300 円	
	第2段階 1日当り 390 円	
	第3段階① 1日当り 650 円	
	第3段階② 1日当り 1,360 円	

(2) 居住費の費用

ユニット型個室の費用

料金の種類	金額	確認
ユニット型個室に要する費用	1日当り 2,066 円	
ユニット型個室に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階 1日当り 880 円	
	第2段階 1日当り 880 円	
	第3段階① 1日当り 1,370 円	
	第3段階② 1日当り 1,370 円	

(3) 貴重品管理費

料金の種類	金額	確認
貴重品管理料	1月当り 1,500 円	

(4) 特別な食事の費用

料金の種類	金額	確認
特別な食事の費用	(入所者の希望) 実費	

(5) 理美容代

料金の種類	金額	確認
カットのみ	1回当り 2,000 円	
パーマ・カラーリング等 他	1回当り 実費	

(6) レクリエーション・クラブ活動費

料金の種類	金額	確認
レク・クラブ活動費	(入所者の希望) 実費	

(7) その他日常生活上の費用

料金の種類	金額	確認
衣類用のネーム	10枚当り 20 円	
日常生活上必要となる 諸費用実費	日常生活品の購入代金等 (入所者の希望) 実費	

(8) 7日以上入院・外泊に伴う居室の提供

料金の種類	金額	確認
ユニット型個室	7日目以降 日額 2,066 円	

(9) 居室明け渡しの履行に伴う居室の提供に係る費用

料金の種類	介護度		金額	確認
ユニット型個室	要介護度 1	日額	8,766 円	
	要介護度 2		9,466 円	
	要介護度 3		10,216 円	
	要介護度 4		10,926 円	
	要介護度 5		11,616 円	

